

イギリス地方財政研究ノート(3)

—— イギリスの地方自治制度と地方財政問題 ——

福丸馨一

はじめに

前二篇においてイギリスにおける近代的地方自治成立過程および、その発展と危機について、主として地方自治制度の改革問題を検討してきた。そして1969年Lord Redcliffe-Maudの任命委員会の改革案の概要をのべてきた。

地方財政一般の理論的分析とはかなりかけ離れた「行政学」の知識を必要とし、歴史的にも日本の現状とは異なる特徴をとにかく押さえておくためであった。しかし当然のことながら此等の研究ノートは「財政学」の問題として再検討されなければならぬと考える。そして1973/1974年以降の地方制度改革の意義と実施過程につき総括しなければならない。この目的のため前二篇につづいて、イギリス地方自治の制度上の問題点を整理しながら、財政構造の分野について現状と歴史の両面から検討を加えてゆくことにする。このような作業はかなりの分量になることが予想されるが、本篇は研究ノートとして一応の終結を目ざすことにし、多くの課題については特に現状分析は次篇以降に残されることになるだろう。

(1) 前二篇においてイギリス地方行政制度の展開過程とその中央集権化との交錯や、近代的地方自治の危機の諸側面を地方制度改革の問題を主として考察したと思う。

私は行政学の分野における後藤一郎教授の研究成果に多分に依存しながら、

(1)『イギリス地方自治制度論』後藤一郎、敬文堂、1971



イギリス地方自治体の構造や特徴をある程度捉え得たことを深く感謝している。しかし同時に経済学や財政学の類型・方法において此等の再検討をしなければならない。そこで極めて簡単な要約として今一度イギリス地方行政の歴史的展開過程を注目してみよう。

後藤教授の所説に従って云えば、1832年以後の「政治的デモクラシーが発展的契機となって」イギリスの近代的地方自治制度が形成された。そして1834年救貧法 the poor law actが「近代的地方自治に本質的な地方団体に対する中央統制の主要原則を打ち建てた」こと、1835年の都市団体法 the municipal corporations actは同じく近代的地方自治に不可欠な選挙された市会による地方自治制度を都市 boroughs の分野で確立した。そして1888年の地方自治法 the local government actは1835年以後、都市によって発展させられた地方自治の諸原則を県 county の領域に適用した。さらに1895年の地方自治法を以て地方自治制度の近代化過程が確立したという。

ところで1834年改正救貧法の根拠を救貧行政の放漫といい、1795年以來のスピナムランド法⁽²⁾による地方税の急増と労働意欲の低下を防ぐためとされた。ここで従来の救貧事業に対する救貧管理の中央統制が強化され、治安判事と教区の行政権が選挙された特別機関＝救貧管理局の設置とこの特定行政区域＝救貧区連合に移ることになった。更にCentral Board of Poor Law Commissionの創設。これは特に救貧区連合という県と教区の間間的な郡単位の「管理し易い合理的大ききの教区の連合」とし、新たな地方行政単位の創設である。

又1835年都市団体法は新興中産階級の旧特権支配と腐敗した市政への抵抗により、地区住民の選挙権拡大と市会の責任の確立などをすすめた（裁判の行政からの分離および国王による市判事の任命も）。都市団体法につづいて公共保健および教育の分野で「単一機能のための選挙された特別機関」が設けられていく。産業革命以後の都市の害悪と貧困・疾病・排水・給水施設のため1848年に中央保健局がおかれた。これが都市をして中央統制に従う地方衛生官庁に位置づけ、その他の地域には地方保健局が救貧区連合の区域によって設けられた。

(2) イングランド南部農業労働者の賃金補助による広く適用された救済制度

この連合の都市的部分が市部衛生区urban sanitary district, 他が村部衛生区rural sanitary districtとなる。これが今日のイギリスの町urban district, 村rural districtの原型という。

1870年初等教育法は従来の宗教団体事業を学校委員会の責任とし、その後1902年までに地方議会への権限委譲をすすめた。このような救貧・教育・保健が特別地方政庁の設置であり、地方制度の複雑化を促進しながら、1888年に選挙による県会 county councilが立法化されるまで、都市を除くと選挙による一般行政の自治体は存在しなかった。

1888年地方自治法は県および特別市を近代的自治機関とした(治安判事の行政機能を選挙により選ばれた機関へ)。このとき61(人口5万人以上の)都市を県の管轄から除外し county borough と称した。更に1894年には村部郡会と市部郡会と村部郡の教区会をおくことになる。ここで地方保健衛生官庁がこの市部郡会・村部郡会に置き換えられ、農村的教区会 parish councilの末端自治組織が確立される。ここにCity of Londonを除き「地方行政の全範囲は人民の選挙により選ばれた機関の管理するところとなる」。

19世紀末の民主的地方議会制への統一でイギリスの地方自治制度が確立された(20世紀に入ると教育行政も都市および市部郡会又は県および特別市へ)。又19世紀以来の救貧行政を特別機関(救貧区連合, 救貧管理局)から県会, 特別市会へと移管し(1929年), この改正は同時に地方税制, 国庫補助金制度など地方行財政の近代化をおしすすめた。後藤教授のこの点に関する根拠づけは白紙であり, 第一次大戦後の全般的危機の進展とは無関係なものとなっている。後藤教授はこのイギリス帝国主義の理論を外すことにより, イギリス地方自治の発展過程にのみ注目されるので, 当初産業革命の矛盾から正確に説かれていた地方自治の近代化過程=中央集権化の視点が抜け落ちて制度上は「古典的地方自治」へ逆戻りしてしまうことになる。何よりも資本主義の進展に伴う旧特権=治安判事や都市権力の, 民主的自治行政への転換のエネルギーは中央集権的ブルジョワ国家である。そしてこのブルジョワ地方自治制度の確立も又, 決して旧都市自治体や旧貴族地主権力の「地方分権」を連続させたのではなく, そ

の反対である。

そして1929年地方自治法改正による救貧事業の一般行政への統一も、救貧税負担の一層包括的な国庫補助金制度による合理化のためであり、「地方財政調整制度」^(レート)が土地課税一本の地方財政破綻に対応するものであった。否19世紀産業革命以後地方自治の近代化は必ず資本主義の発展(=矛盾)のなかで絶えず中央集権化されながら展開しているのであり、遂には「地方自治の危機」を恐慌戦争そして第二次大戦後の「斜陽化」のなかで拡大させていくのである。

なるほどイギリス民主主義の伝統と地方自治制度の特徴を結びつける政治構造の独自の視点が間違っているのではない。とくにイギリスと日本を比べると地方自治の形態上の差違も重要な点となる。前二篇にて一応の概要は述べたと思うので繰返さぬが、「現行イギリス地方自治制度」のイングランドおよびウエールズの地方政府区域は基本的には19世紀末(1888~1894)に定り1933年の地方自治法に拠るといふ。

後藤教授が最も重点をおかれている「区域問題」は、実際今日のイギリス地方制度改革をこの人文地理学的課題にしなければならぬ程、イギリスにおける都市や村の発達が多様性を推進してきたという。とくに都市の組織はその時々異なる条件下で特許状ロイヤルチャーターに従い獲得された古い歴史を有するなど。更に19世紀の近代的地方自治の発展過程が、新たな中央統制(救貧、教育、保健など)の特別機関を生みだし、此等がまた旧特権的自治を打破りながら地方行政の統一=中央集権を完成させていくという複雑な展開をとげたのである。しかも全般的危機とくに世界恐慌、第二次大戦を経過するなかで、地域計画(開発、住宅など)の国家的再編を余儀なくされ、1963年の大ロンドン議会Greater London Councilの設置、1969年以降のモード委員会報告による主要地方団体main authorities, metropolitan authorities および provincial councils など「広域行政圏」問題が具体化してくる。この最近のイギリス地方行政改革の実施過程をふくめて、「地方自治の危機」の構造を後藤教授の云う区域問題、行政能率問題の視点からのみ捉えるのは疑問である。

少くとも「1210もの地方団体が行っていたサービスを主要地方団体81機関に

³⁾ 集約する」新しい3つの大都市圏だけでも従来 159団体の行政機能を集めていたことを考えねばならない。これこそロブソンの云う「危機に立つ地方自治」⁴⁾ではなかったのか。

(2) イギリス地方行政改革の新たな形態について、主としてモード委員会報告について概要を綴ってきたので、茲で更めて整理をしてみよう。まず「イングランドはロンドンを除き61の新しい地方行政区域に分けられるべきである」、「61の新しい区域のうち58の区域においては、単一の地方団体がすべての地方行政事務について責任を負う」、⁵⁾「3つの新しい大都市圏においては事務は3つの大都市圏庁metropolitan authorities と20の都市区カウンスルmetropolitan district councils の間に分割されるべきである」と云うことで主要地方団体(=行政組織)を58の単一地方団体 a unitary authority および3つの大都市圏庁とその20の都市区の合計81とし、とくに単一地方団体がすべての行政責任をもつことになる。従って「ロンドン以外でイングランドで1210の地方団体が提供するサービスを81団体に統合することである。大都市圏も 159 団体から20および3の重層広域団体へと変る。

このモード委員会Royal Commission on Local Government in England は1966年に設置され大ロンドンを除くイングランドの地方政治構造について検討を始め、1969年にその報告書を提出した。この委員会の目的は上記の対象領域について「地方政治の構造を現行の機能との関係において考察し、それらが最も効果的に行使される地域の大きさや性格、および地方的デモクラシーの生存し得る制度を支える必要を考慮しつつ、地方団体や境界のため、および機能や配分のため」の勧告をすることであった。そしてこの改革の中心的なものが61区域のうち大都市圏を除く58が単一地域団体 authorities for the unitary

(3) Royal Commission on Local Government in England, 1969 vol I, Her Majesty's Stationary Office, p 82, 81main authorities~58unitary, 3metropolitan and 20metropolitan district

(4) Local Government in Crisis, William A, Robson, 1966

(5) ibid, Royal Commission Report, Vol I, Pxii 前掲, 後藤一郎p272

areas がすべての機能責任をもつことであった。更に3つの大都市圏庁およびその下に20の大都市圏区において諸機能を配分すること。またこれら61の新しい地方自治区域を大ロンドンを含めて8の州provincesに組合せ、それぞれ州議会provincial councilをおくことであった。

大都市圏庁と同圏区の機能分割は前号で説明したので省くが、「計画・運輸・開発を主機能とする」大都市圏庁metropolitan authoritiesと「教育, 社会福祉, 保健, 住宅を主機能とする」大都市圏区metropolitan district authoritiesとされている。更に州議会の主機能は「州の戦略と計画枠組を設定する」もので現行の地域経済計画会議regional economic planning councilsをひきつぐこと、「各州の経済的, 社会的開発において中央政府と協力する」のである。

そして58の単一地域団体の下において、地方議会local councilsを必ず設置することとし、「住民に特別の関係のあるすべての事項について地方的意見を代表し伝達するため、それらの事項について諮問を受ける権利、地方的に処理する権限⁽⁶⁾等」が与えられる。しかも当初は現行の特別市, 普通市, 市部郡, 村部郡, 教区county boroughs, municipal boroughs, urban districts, rural districts, parish (councils, meetings)を継承すると云う。

以上で新しい81の主要地方団体が基本的に地方行政責任の主体となることは明らかだが、とくに現行の県・市町村および特別市等の行政機能が消極的に一部残されるという曖昧な点が示されている。この下部行政機構がコミュニティの希望意見を伝達するという面と、local “town halls” 「支所」的機能を有する面とが保持されているようである。

(3) イギリス地方制度改革が、とくに1969年のモード委員会報告について、これが具体的にどんな特徴を有するものであるか、さらに行政学的にみてイギリス地方自治制度の歴史的展開過程として、如何に位置づけられるのか、そして此がイギリスの「地方財政」を考察するに当って、イギリス地方行財政の今

(6) *ibid*, Royal Commission Report p 2

目的状況を理論的に捉えるため、どんな問題領域を提示しているのでしょうか。

この前半の諸問題を私はこの「研究ノート」の前稿のなかで、かなり具体的に説明してきたと思う。しかし問題領域の財政学的アプローチをすすめる前にもう一度なるべく平明な把握をしておく必要があるそうだと考える。それは専らイギリスにおける「地方自治の危機」の問題として片づけられるのみで、この「イギリス地方自治」の実態を踏えていることにはならないからである。更に気がかりなのはこのモード改革案の実施過程について、この研究は一步も踏み込んでいない⁷こともあり、行政学上の重要な関心事を検証する作業を私は敢て中断し、「改革案」のでてきた背景と根拠を私はあくまで財政学の問題領域に連絡させてみたいと思う。

さてイギリスの地方自治の制度上の「危機」とは何であろうか。日本の戦前戦後の地方自治の問題とはどのように共通し、或は差違があるのだろうか。今迄のべたこのノートから問題の所在をたどってみよう。先ず具体的なものから単一地方団体 one authority 58団体が、従来の行政県 administrative county, この県のなかの county district として市町村があり、かつ行政県と対等の特別市 county borough が存在し、その地方行政団体数 1,210 を再編成し、主要地方団体として authorities for the unitary area (単一地域団体) となるということである。三大都市圏=Birmingham, Liver pool, Manchesterの三大特別市をふくむ都市集合地域は、3大都市圏庁と20都市区の合計81を主要地方団体とする。そしてこの外に以上の61の新しい行政区域と大ロンドンを総括する8州が設置される。

この州制度の広域行政の性格については、繰返すまでもないが、この歴史的経緯を前稿で指摘した如く、第二次世界大戦前すでに大ロンドンの過度成長抑制及び三大都市圏など人口100~250万の集合都市 conurbation に対する人口分

(7) この研究ノートではその後の改革実施過程に踏み込むに至っていないので、モード委員会報告までの段階で考察することを断っておかねばならないが、以上の地方制度改革問題を前号および前々号でノートしたのから、背景と経過および改革案それ自体の現行制度との対比をふくめてなるべく簡単に再整理してみよう。

散計画が求められていた。大戦期間中バーロウ報告(1940年)は、1937年「工業人口の地理的分布」に関する委員会の報告書であった。これは大都市の人口集中による社会的経済的軍事的不利益を指摘し「工業及び人口の均衡のとれた再配分を人口不足地域やニュータウンや地方都市の拡張」に求めたものであり、この工業立地計画の中央行政機構の設置を提案し、1943年 The Town and Country Planning Ministry (都市並びに農村計画省)が設置され、公共事業および計画省と保健省のもつ都市計画機能を継承分担することとなった。

The Barlow Reportは戦中・戦後のイギリスの都市計画や人口分散政策(工業再配置も)の礎石となった。都市及び農村計画法(1943/1944年)及び工業配置法(1945年)を経て、戦後労働党政府がThe New Town 委員会の「人口過剰の都市的地域からの計画的な人口分散政策を促進する目的で、ニュータウンを助長する」場合の開発機構や行政全般の審議を下に報告が出され、1946年にThe New Town Actが可決され、戦後イギリスの大都市圏=コナベーション対策としてのニュータウン建設が始まったのである。この人口分散政策と切り離すことのできぬ新しい都市計画のための1947年「都市及び農村計画法」の成立となる。これは1944年法と共に農業上の土地利用、工業立地の規制をはじめ補償問題、都市計画に関するものであった。なお44年が特定地域を対象としたのに対し、47年はイギリス全土を対象としたものであった。

このなかで計画権限を地方行政をcountyとcounty boroughの議会に統合し必要に応じてこの共同作成とするなど、county districtの地方行政機関から上級団体に移管したことが注目される。ここに先のモード委員会報告の最も近似的な地方行政再編成の下敷が見出せるのである。この意味でモード改革案をその沿革において捉えるなら、大都市圏の行政改革=コナベーション対策=人口分散政策の意義が強いことが考えられる。戦後のこれらの計画でnew town が最も注目される。1946年のThe New Town Actによるdevelopment corporation (開発公社)によって実施された。この点は前稿でのべたので省くが15のニュータウンのうち8が、ロンドン近郊であること、そして a self-contained townとしてベッドタウンとは異なるという。

しかもニュータウン建設の障害として、マンチェスター大都市圏の例で、地方行政機関が67団体という工合であった。1947年以降ニュータウン計画の行政責任を county 及び county borough に統一したのであるが、なお同一大都市圏内に6ないし9の中央官庁や特別政庁があるなどの問題があった。ここからモード委員会の metropolitan area の行政区域が設定され、local government に対し、regional government の志向が提案され、その上に全イングランドを8つに分割する広域行政区画 province (州) 機構が求められることとなる。

以上により大体が第二次大戦期間の軍事的中央集権の下における、国土計画(土地利用と工業配置など)の意味をもち、イギリスにおいてはむしろ第二次大戦後の「府県行政」中心ないし強化とも云うべき経過を以て、更に全面的な「主要地方団体」=81への近代化が打出されてきたものと云えよう。これは19世紀末のイギリス地方行政の近代化と対比すれば、明かにイギリスの国家独占資本主義の段階における「中規模行政圏」≡「府県行政」への行政区域と共に行政機構および行財政運営をもふくめたイギリス地方行財政の再編成・合理化であったとみられる。すなわちここまでの分析で相当荒っぽい推論をするならばイギリスの「地方自治」の今日においてなおも根強く存在する伝統(?)が、ようやく county と county borough の合併を中心とする制度改革へつき進んだということであり、「複雑な行政組織」の整理、統合を求めたということであろう。

この中規模合併の具体的な検証は、次のごとく容易である。前稿でものべたのであるが、新しい単一地方団体の人口規模は20万～100万人であるが、58団体のうち40団体が50万人以下である。三大都市圏は200万～300万人だが、いずれも4～9の都市区に分れて「主要地方団体」となるので、大都市の例えはバーミンガム市(107万)を除く圏内区人口は20万～30万人の行政区域が多いのである。これを改正前の県・特別市の人口規模と対比するなら、三大都市=バーミンガム、リバプール、マンチェスターを除いて、100万人以上の行政県5団体(最大の Lancashire 242万人)から最少の29,000人までであるが、10万以下3団体、20万まで5団体、30万まで6団体など、45行政県の大半は50万人

以下の規模である。特別市では三大都市を除き（バーミンガム107万，リバプール69万，マンチェスター60万）79団体の大部分に当る70団体が，人口規模20万人以下で10万以下も29団体である。改正によって100万人以上の行政県は3団体となり，ランカシャ，ヨークシャなどの県は再分割されることとなる。

第1表～第4表は改正前と改正案との対比における人口規模の具体的資料であるが，改正前45県county，79特別市county borough，及び市町村＝noncounty borough(227)，urban district(449)，rural district(410)の合計1210団体の人口規模及び課税標準額（人口1人当り）を示している。とくに第2表及び第3表—(3)が現行イギリス地方自治制度の多様な形態をよく表しているようにおもう。そして「新区域」の説明でも分るごとく，行政合併が専ら人口増大を図る日本型行政改革とはかなりの差違を示し，合併方式もたしかに「特別市の行政県への編入」という意味が濃厚であり，地方行政の標準的中核機関化をめざすものであるが，同時に合併又は分割再編の多様な形態をもつものである。すなわち数県にまたがる混合分割再編で，いわば地方中規模都市圏区の形成という事情がみられる。

さらに前稿でも指摘したごとく，特別市や市についてはかなり古い歴史をもち，更に19世紀の経済社会発展過程の所産でもあったが，町村は法律上は比較的新しい創設であり，20世紀に入ってから相当数の減少を示しており，いわば「町村合併」の過程を絶えず経験してきたのであるが，この場合も一方的合併拡大というよりも，区域内再分割の特徴をもつものであった。この点が今次の行政改革＝区域再編成にも反映されていることが注目される。

一方1963年に実施されたGreater London及びLondon Boroughs（ロンドン市区）が，改正前のAdministrative County of London＝City of Londonと28のMetropolitan Boroughで人口343万人，面積117平方マイルであったこと，改正後の人口776万人，面積616平方マイルへの拡大であったが，改正後もLondon Boroughがほとんど人口10万人ないし25万人の52の市区におきかえられた点も参考になるだろう。そしてロンドン行政県の廃止をめぐり相当激しい抵

抗があり、かなりの修正措置がとられ、とくに教育行政を新しいロンドン市区の責任とし、旧ロンドン県には特別にInner London Education Authorityを新設するなどとなっている。すなわち日本型の大都市合併や府県合併といったものでなく、数県にまたがる多様な混合分割再編であったとみられる（1県を全部というのではなく、市町村を種々に分割した）。ここにも一方的広域化を排した中規模（約25万人平均）の市区 metropolitan area の伝統的行政機能の存続がうかがえるのである。

そこで新しい地方行政区がこの間の事情をどのように反映したかを示す資料をか、けておこう。なおunit 40のDorset は私が1972年に生活したPoole 市のことを考えてサンプルにあげてみた。なお行政区変更改の地図を参考まで示しておこう。

おことわり

この原稿のしめきり間際に実妹の交通事故入院のため、予定枚数の整理が間に合わず、中断することとなった。予定ではロブソン教授の「地方自治の危機」論を分析し、そのあとで今日までのイギリス地方財政研究をまとめてその序論をと考えていた。近くこの続編を発行のはずである。

参考資料＝新行政区域の説明

South West 州はDorset の上部機構として説明に付加した。なおこの原文はRoyal Commission on Local Government in England vol. I, Her Majesty's Stationary office から、翻訳は自治省行政課「イングランドの地方制度の改革」より。

第1表-(1) 現行地方団体の人口

県 — 1968年中間現在の人口順による配列

県	1968年中間の人口	県	1968年中間の人口
1. Lancashire	2,428,040	26. Lincolnshire, Parts of Lindsey	363,550
2. Yorkshire, West Riding	1,774,270	27. Cornwall(including Isles of Scilly)	359,680
3. Kent	1,336,290	28. Dorset	343,240
4. Essex	1,129,870	29. Shropshire	327,530
5. Cheshire	1,056,370	30. Yorkshire, North Riding	323,970
6. Surrey	990,800	31. Northamptonshire	321,120
7. Hampshire	955,960	32. Cambridgeshire and Isle of Ely	301,470
8. Hertfordshire	892,470	33. Bedfordshire	283,800
9. Durham	823,370	34. East Suffolk	258,830
10. Staffordshire	710,010	35. Oxfordshire	255,490
11. Derbyshire	667,660	36. Yorkshire, East Riding	250,030
12. Nottinghamshire	659,400	37. Cumberland	225,700
13. Warwickshire	582,530	38. Huntingdon and Peterborough	193,100
14. Somerset	572,960	39. West Suffolk	159,430
15. Buckinghamshire	568,110	40. Lincolnshire, Parts of Kesteven	153,840
16. Gloucestershire	553,160	41. Herefordshire	141,990
17. Northumberland	504,690	42. Lincolnshire, Parts of Holland	100,860
18. Wiltshire	490,250	43. Isle of Wight	70,340
19. Berkshire	484,850	44. Westmorland	29,680
20. West Sussex	465,660	45. Rutland	
21. Leicestershire	452,450		
22. Worcestershire	438,840		
23. Devon	436,810		
24. Norfolk	432,580		
25. East Sussex	428,250		

第1表—(2)

特別市——1968年中間現在の人口順による配列

	1968年中間 の人口		1968年中間 の人口
1. Birmingham	1,074,940	41. York	108,600
2. Liverpool	688,010	42. Solihull	108,380
3. Manchester	602,790	43. South Shields	107,210
4. Sheffield	531,800	44. Preston	103,600
5. Leeds	506,080	45. St. Helens	102,470
6. Bristol	427,780	46. Wallasey	101,990
7. Teesside	392,990	47. Torbay	100,680
8. Coventry	335,410	48. Gateshead	100,560
9. Nottingham	305,050	49. Blackburn	100,370
10. Kingston upon Hull	294,720	50. Hartlepool	98,760
11. Bradford	294,440	51. Grimsby	97,030
12. Leicester	280,340	52. Halifax	94,280
13. Stoke-on-Trent	273,040	53. Exeter	93,010
14. Wolverhampton	264,840	54. Gloucester	90,490
15. Plymouth	246,290	55. Rotherham	86,450
16. Newcastle upon Tyne	244,880	56. Rochdale	86,350
17. Derby	221,260	57. Bath	84,870
18. Sunderland	219,710	58. Darlington	84,830
19. Portsmouth	218,790	59. Doncaster	84,250
20. Southampton	210,050	60. Bootle	80,240
21. Walsall	184,060	61. Southport	79,940
22. Dudley	179,510	62. Wigan	79,410
23. West Bromwich	172,350	63. Burnley	76,880
24. Warley	168,970	64. Lincoln	75,720
25. Southend-on-Sea	166,070	65. Barnsley	75,220
26. Brighton	164,680	66. Tynemouth	72,790
27. Luton	155,390	67. Warrington	71,830
28. Bolton	153,700	68. Worcester	71,220
29. Bournemouth	151,460	69. Carlise	71,120
30. Blackpool	147,850	70. Hastings	69,110
31. Birkenhead	142,480	71. Eastbourne	68,200
32. Stockport	140,660	72. Bury	65,960
33. Salford	139,830	73. Barrow-in-Furness	63,720
34. Huddersfield	130,990	74. Chester	60,620
35. Reading	127,330	75. Wakefield	60,200
36. Northampton	123,690	76. Dewsbury	51,640
37. Ipswich	121,700	77. Great Yarmouth	51,290
38. Norwich	118,940	78. Burton upon Trent	50,850
39. Oxford	110,050	79. Canterbury	32,790
40. Oldham	109,100		

第2表 England の現行地方団体の人口

市町村——人口別内訳

人口(単位千人) (1968年中間)	各グループの市町村数			
	市	町	村	市町村合計
100以上	1	3	—	4
75 ~ 100	10	3	3	16
60 ~ 75	11	7	17	35
50 ~ 60	23	7	13	43
40 ~ 50	25	16	17	59
30 ~ 40	32	27	53	112
20 ~ 30	30	77	84	191
10 ~ 20	41	145	146	332
5 ~ 10	29	107	55	191
5未満	25	57	21	103
総計	227	449	410	1,086
	市	町	村	
最大地方団体の人口	100,470	123,230	86,390	
最小地方団体の人口	1,630	1,700	1,490	

(注) Scilly 島は、この表では村の中に入れてある。

第3表—(1) 課税標準額および1人当たり課税標準額

県——課税標準総額および1人当たり課税標準額による配列

県	課税標準額総額 (千ポンド)	県	一人当たり課税標準額 (ポンド)
1. Lancashire	83,336.9	1. Hertfordshire	60.2
2. Surrey	54,056.8	2. West Sussex	56.9
3. Kent	53,814.9	3. Buckinghamshire	56.6
4. Hertfordshire	53,699.9	4. Surrey	54.6
5. Essex	50,577.7	5. East Sussex	51.5
6. Yorkshire, West Riding	50,456.8	6. Bedfordshire	49.1
7. Cheshire	44,263.3	7. Essex	44.8
8. Hampshire	39,866.9	8. Berkshire	44.6
9. Buckinghamshire	32,158.2	9. Lincolnshire, Parts of Lindsey	44.4
10. West Sussex	26,512.9	10. Dorset	42.9
11. Staffordshire	24,086.5	11. Cheshire	41.9
12. Durham	23,692.1	12. Hampshire	41.7

県	課税標準額総額 (千ポンド)	県	1人当たり課税標準額 (ポンド)
13. Nottinghamshire	23,140.1	13. Cambridgeshire and Isle of Ely	40.5
14. Warwickshire	23,047.1	14. Kent	40.3
15. Derbyshire	22,848.4	15. Isle of Wight	40.2
16. East Sussex	22,047.8	16. Warwickshire	39.6
17. Berkshire	21,624.4	17. Leicestershire	38.9
18. Somerset	20,618.1	18. Worcestershire	38.3
19. Gloucestershire	19,698.6	19. Northamptonshire	37.8
20. Wiltshire	18,012.0	20. Huntingdon and Peterborough	37.2
21. Leicestershire	17,601.6	21. Wiltshire	36.7
22. Worcestershire	16,811.7	22. Shropshire	36.1
23. Northumberland	16,498.9	23. Somerset	36.0
24. Lincolnshire, Parts of Lindsey	16,133.3	24. Gloucestershire	35.6
25. Devon	14,839.1	25. Oxfordshire	35.5
26. Dorset	14,736.5	26. Westmorland	35.2
27. Bedfordshire	13,935.0	27. Nottinghamshire	35.1
28. Norfolk	13,036.9	28. Lancashire	34.3
29. Cambridgeshire and Isle of Ely	12,213.3	29. Derbyshire	34.2
30. Northamptonshire	12,129.8	30. Devon	34.0
31. Cornwall	12,019.2	31. Staffordshire	33.9
32. Shropshire	11,830.5	32. Cumberland	33.7
33. Yorkshire, North Riding	9,912.8	33. Cornwall	33.6
34. Oxfordshire	9,073.2	34. Herefordshire	33.1
35. East Suffolk	8,122.5	35. Northumberland	32.7
36. Yorkshire, East Riding	8,000.4	36. Yorkshire, East Riding	32.0
37. Cumberland	7,594.7	37. East Suffolk	31.4
38. Huntingdon and Peterborough	7,186.7	38. Yorkshire, North Riding	30.6
39. Herefordshire	4,700.7	39. Lincolnshire, Parts of Holland	30.3
40. West Suffolk	4,660.6	40. Norfolk	30.1
41. Lincolnshire Parts of Kesteven	4,486.3	41. Rutland	29.6
42. Isle of Wight	4,049.7	42. West Suffolk	29.2
43. Lincolnshire, Parts of Holland	3,182.4	43. Lincolnshire, Parts of Kesteven	29.2
44. Westmorland	2,477.6	44. Durham	28.8
45. Rutland	879.7	45. Yorkshire, West Riding	28.4

第3表—(2)

特別市——課税標準額総額および1人当たり課税標準額による配列

課税標準額総額 (千ポンド)		1人当たり課税標準額 (ポンド)	
1. Birmingham	52,608.7	1. Brighton	72.3
2. Manchester	28,321.8	2. Bournemouth	68.3
3. Liverpool	27,288.3	3. Luton	64.9
4. Sheffield	23,565.6	4. Oxford	63.5
5. Bristol	21,989.6	5. Exeter	58.4
6. Leeds	21,893.6	6. Reading	57.6
7. Teesside	19,075.8	7. Chester	56.0
8. Nottingham	15,335.4	8. Blackpool	56.0
9. Leicester	14,721.9	9. Eastbourne	54.8
10. Coventry	14,073.9	10. Southampton	54.5
11. Wolverhampton	12,929.5	11. Leicester	52.5
12. Newcastle upon Tyne	12,499.3	12. Torbay	51.5
13. Brighton	11,904.1	13. Bristol	51.4
14. Southampton	11,456.9	14. Southend-on-Sea	51.3
15. Plymouth	10,440.6	15. Newcastle upon Tyne	51.0
16. Bournemouth	10,346.9	16. Southport	50.8
17. Luton	10,083.1	17. Nottingham	50.3
18. Bradford	10,052.5	18. Norwich	50.2
19. Derby	10,019.6	19. Canterbury	49.3
20. Portsmouth	9,846.7	20. Birmingham	48.9
21. Stoke-on-Trent	9,802.2	21. Wolverhampton	48.8
22. Kingston upon Hull	9,678.2	22. Doncaster	48.8
23. Southend-on-Sea	8,524.7	23. Teesside	48.5
24. Blackpool	8,282.3	24. Darlington	47.5
25. West Bromwich	7,998.4	25. Manchester	47.0
26. Sunderland	7,972.0	26. Great Yarmouth	46.5
27. Dudley	7,640.1	27. West Bromwich	46.4
28. Warley	7,616.7	28. Northampton	45.7
29. Walsall	7,472.7	29. Solihull	45.3
30. Reading	7,334.5	30. Derby,	45.3
31. Oxford	6,987.7	31. Warley	45.1
32. Norwich	5,968.9	32. Portsmouth	45.0
33. Northampton	5,647.5	33. Worcester	45.0
34. Bolton	5,558.1	34. Warrington	44.8
35. Stockport	5,432.9	35. Burton upon Trent	44.7
36. Exeter	5,429.4	36. Preston	44.5
37. Ipswich	5,369.7	37. Sheffield	44.3
38. Torbay	5,180.9	38. Ipswich	44.1
39. Salford	5,021.8	39. Hastings	43.7
40. Birkenhead	5,008.1	40. Leeds	43.3
41. Solihull	4,911.3	41. Grimsby	43.1

特別市	課税標準額総額 (千ポンド)	特別市	1人当たり課税標準額 (ポンド)
42. Preston	4,610.1	42. Dudley	42.6
43. Huddersfield	4,471.6	43. Plymouth	42.4
44. Grimsby	4,182.5	44. Coventry	42.0
45. Doncaster	4,111.7	45. Hartlepool	41.6
46. Hartlepool	4,108.0	46. Bath	41.1
47. Southport	4,063.9	47. Walsall	40.6
48. Darlington	4,032.9	48. Wakefield	40.1
49. York	3,989.2	49. Rotherham	40.0
50. Wallasey	3,766.6	50. Liverpool	39.7
51. Eastbourne	3,737.8	51. Wigan	39.5
52. St. Helens	3,696.4	52. Carlisle	38.7
53. Bath	3,484.9	53. Stockport	38.6
54. Gloucester	3,463.5	54. Gloucester	38.3
55. Gateshead	3,458.5	55. Wallasey	36.9
56. Rotherham	3,456.5	56. Lincoln	36.9
57. Blackburn	3,440.3	57. York	36.7
58. Oldham	3,415.0	58. Sunderland	36.3
59. Chester	3,397.3	59. Bolton	36.2
60. South Shields	3,317.8	60. Bootle	36.1
61. Warrington	3,219.0	61. St. Helens	36.1
62. Worcester	3,203.0	62. Salford	35.9
63. Wigan	3,132.9	63. Stoke-on-Trent	35.9
64. Hastings	3,020.6	64. Tynemouth	35.3
65. Bootle	2,895.9	65. Birkenhead	35.2
66. Rochdale	2,796.4	66. Gateshead	34.4
67. Halifax	2,794.1	67. Blackburn	34.3
68. Lincoln	2,790.9	68. Bradford	34.1
69. Carlisle	2,752.0	69. Huddersfield	34.1
70. Tynemouth	2,570.3	70. Barrow-in-Furness	33.2
71. Burnley	2,479.1	71. Kingston upon Hull	32.8
72. Wakefield	2,411.5	72. Bury	32.7
73. Great Yarmouth	2,384.4	73. Rochdale	32.4
74. Barnsley	2,358.5	74. Burnley	32.2
75. Burton upon Trent	2,275.1	75. Dewsbury	31.6
76. Bury	2,153.9	76. Barnsley	31.4
77. Barrow-in-Furness	2,115.4	77. Oldham	31.3
78. Dewsbury	1,634.1	78. South Shields	30.9
79. Canterbury	1,616.5	79. Halifax	29.6

第3表一(3) 地方団体の種別および人口1人当たり

課税標準額(1968年)別内訳

1人当たり課税標準額(ポンド)	県	特別市	市	町	村	全地方団体数
80 以上	—	—	4	3	—	7
70 ~ 80	—	1	4	2	—	7
60 ~ 70	1	3	8	20	9	41
50 ~ 60	4	14	27	46	9	100
40 ~ 50	10	30	68	177	46	231
30 ~ 40	25	30	85	170	152	462
20 ~ 30	5	1	31	122	178	337
20 未 満	—	—	—	9	16	25
	45	79	227	449	410	1,210
最 大	60.2ポンド	72.3	87.7	83.2	68.8	87.7
最 小	28.4ポンド	29.3	21.3	16.5	15.8	15.8

(注) Scilly 島は、この表では村の中に入れてある。

第4表 新区域一面積、推定人口(1968年および1981年)、
課税標準額ならびに1人当たり課税標準額

	面積 (平方 マイル)	人口 (千人) 1968年	人口 (千人) 1981年	1968年 課税標準額 (千ポンド)	人口1人当たり 課税標準額 (ポンド)
NORTH EAST 州					
1. Northumberland	1,890	240	238	7,712	32.1
2. Tyneside	223	1,026	1,071	37,893	36.9
3. Durham	913	505	474	16,556	32.7
4. Sunderland and East Durham	93	379	401	11,693	30.8
5. Teesside	520	599	742	26,191	43.7
計	3,639	2,749	2,926	100,045	36.4
YORKSHIRE 州					
6. York	2,150	432	477	13,910	32.2
7. Bradford	499	500	518	16,380	32.8
8. Leeds	495	840	912	32,467	38.7
9. Halifax	138	195	185	5,535	28.4
10. Huddersfield	122	207	218	6,214	30.0
11. Mid-Yorkshire	219	469	543	13,444	28.7
12. Sheffield and South Yorkshire	402	1,081	1,161	40,564	37.5

	面積 (平方マ イル)	人口 (千人) 1968年	人口 (千人) 1981年	1968年 課税標準額 (千ポンド)	人口1人当たり 課税標準額 (ポンド)
13. Doncaster	217	284	325	9,513	33.5
14. North Humberside	911	536	577	17,383	32.4
15. South Humberside	478	305	355	15,254	50.0
計	5,631	4,849	5,271	170,664	35.2
NORTH WEST 州					
16. Cumberland and North Westmorland	1,901	304	322	10,561	34.7
17. Furness and North Lancashire	1,039	299	315	10,611	35.5
18. The Fylde	119	289	348	14,709	50.9
19. Preston-Leyland-Chorler	249	309	389	11,319	36.6
20. Blackburn	282	272	276	8,749	32.2
21. Burnley	150	222	210	6,689	30.1
22. Merseyside 大都市圏	614	2,063	2,250	80,639	39.1
(a) Southport-Crosby	171	298	373	11,368	38.2
(b) Liverpool	79	936	877	35,138	37.5
(c) St. Helens-Widnes	77	274	369	10,051	36.7
(d) South Merseyside	287	555	631	24,082	43.4
23. Selneec 大都市圏	1,048	3,232	3,530	124,553	38.5
(a) Wigan-Leeigh	91	305	366	9,660	31.7
(b) Bolton	86	306	348	10,282	33.6
(c) Bury-Rochdale	104	286	332	8,822	30.8
(d) Warrington	91	176	232	6,753	38.4
(e) Manchester	88	979	921	45,135	46.1
(f) Oldham	44	268	277	8,580	32.0
(g) Altrincham-Northwich	197	239	291	10,333	43.2
(h) Stockport	240	419	490	17,060	40.7
(i) Ashton-Hyde	107	254	273	7,928	31.2
計	5,402	6,990	7,640	267,830	38.5
WEST MIDLANDS 州					
24. Stoke and North Staffordshire	721	683	775	23,427	34.3
25. West Midlands 大都市圏	984	3,014	3,235	134,058	44.5
(a) Mid-Staffordshire	393	302	396	10,750	35.6
(b) Wolverhampton	60	295	300	14,104	47.8
(c) Walsall	41	271	270	10,268	37.9
(d) Dudley	64	240	258	10,126	42.2
(e) West Bromwich-Warley	41	392	414	17,793	45.4
(f) Birmingham	194	3,314	1,260	63,148	48.1
(g) North Worcestershire	191	200	337	7,869	39.3
26. Shropshire	1,338	328	409	11,830	36.1
27. Herefordshier and South Worcestershire	1,334	355	450	12,740	35.3

	面積 (平方マイル)	人口 1968年	人口 (千人) 1981年	1968年 課税標準額 (千ポンド)	人口1人当たり 課税標準額 (ポンド)
28. Coventry and Warwickshire	792	784	934	31, 3	40. 0
計	5, 169	5, 164	5, 803	213, 403	41. 3
EAST MIDLANDS 州					
29. Derby and Derbyshire	1, 006	862	941	32, 510	37. 7
30. Nottingham and Nottinghamshire	842	997	1, 131	39, 728	39. 8
31. Leicester and Leicestershire	985	760	851	33, 077	43. 5
32. Lincoln and Lincolnshire	1, 741	398	449	12, 914	32. 4
計	4, 574	3, 017	3, 372	118, 229	39. 2
SOUTH WEST 州					
33. Cornwall	1, 290	330	353	11, 293	34. 2
34. Plymouth	450	314	342	12, 526	40. 0
35. Exeter and Devon	2, 227	593	663	24, 172	40. 8
36. Somerset	1, 272	360	402	12, 605	35. 0
37. Bristol and Bath	852	1, 018	1, 120	43, 890	43. 1
38. North Gloucestershire	996	465	539	16, 730	36. 0
39. Wiltshire	1, 183	393	460	14, 638	36. 9
40. Bournemouth and Dorset	1, 138	584	636	29, 999	51. 4
計	9, 408	4, 061	4, 515	165, 853	40. 8
EAST ANGLIA 州					
41. Peterborough-North Fens	1, 028	296	386	9, 948	33. 6
42. Cambridge-South Fens	1, 117	380	445	15, 174	40. 0
43. Norwich and Norfolk	2, 157	687	782	24, 383	35. 5
44. Ipswich, Suffolk and North East Essex	1, 587	627	778	22, 120	35. 3
計	5, 889	1, 990	2, 391	71, 625	36. 0
SOUTH EAST 州					
45. Oxford and Oxfordshire	994	461	596	19, 303	41. 9
46. Northampton and Northamptonshire	670	409	603	16, 860	41. 2
47. Bedford and North Buckinghamshire	525	223	359	10, 500	47. 1
48. Mid-Buckinghamshire	420	323	386	16, 387	50. 7
49. Luton and West Hertfordshire	358	707	839	43, 296	61. 2
50. East Hertfordshire	615	665	805	36, 420	54. 8
51. Essex	832	865	1, 018	40, 135	46. 5
52. Reading and Berkshire	879	794	912	42, 443	53. 5
53. West Surrey	590	819	883	42, 431	51. 8

	面積 (平方マイル)	人口(千人)		1968年 課税標準額 (千ポンド)	人口人当たり 課税標準額 (ポンド)
		1968年	1981年		
54. East Surrey	292	419	455	22,498	53.7
55. West Kent	755	872	968	35,679	40.9
56. Canterbury and East Kent	698	499	640	19,849	39.8
57. Southampton and South Hampshire	561	477	559	23,858	50.0
58. Portsmouth, South East Ham- pshire and Isle of Wight	399	633	731	25,463	40.2
59. West Sussex	590	367	392	20,336	55.4
60. Brighton and Mid-Sussex	278	429	441	28,216	65.8
61. East Sussex	547	327	342	14,482	44.3
South East (大ロンドンを除く)	10,003	9,289	10,929	458,206	49.3
大ロンドン	616	7,764	7,623	653,919	84.2
計	10,619	17,053	18,552	1,112,125	65.2
イングランド総計	50,331	45,873	50,470	2,219,774	48.4

SOUTH WEST 州

この州は、以下のような8つの単一地方団体で構成される。

参考 番号	区 域	面積 (平方マイル)	推定人口 (千人)		課税標準額 1968年	
			1968年	1981年	総額 (千ポンド)	1人当たり (ポンド)
33	Cornwall	1,290	330	353	11,293	34.2
34	Plymouth	450	314	342	12,526	40.0
35	Exeter and Devon	2,227	593	663	24,172	40.8
36	Somerset	1,272	360	402	12,605	35.0
37	Bristol and Bath	852	1,018	1,120	43,890	43.1
38	North Gloucester- shire	996	465	539	16,730	36.0
39	Wiltshire	1,183	397	460	14,638	36.9
40	Bournemouth and Dorset	1,138	584	636	29,999	51.4
South West 州の合計		9,408	4,061	4,515	165,853	40.8

この州は、現在のCornwall, Devon, Dorset, Gloucestershire, Somerset, Wiltshire 各県の全部に、Hampshireの一部、Berkshireのごく一部およびBath, Bournemouth, Bristol, Exeter, Gloucester, Plymouth, Torbayの各特別市をあわせたものから成り立っている。

この州は、BournemouthおよびHampshire内のこれと隣接する地区ならびにSwindonと経済的な結びつきをもっている西Berkshireのごく一部を包含している点で、現行の南西経済計画地域よりもやや大きい。州の大部分は、大きな変化に富んだ景観をもった開豁地である。その人口は、主として、BristolおよびBath, GloucesterおよびCheltenham, BournemouthおよびPooleの各周辺ならびにSwindon, Exeter, Torbay, Plymouthの諸地域に集中している。

この州の広大な面積と、CornwallやDevonとは異った東部地区の性格にかんがみ、委員会は、これを2つの州に分割すべきかどうかということについて考察した。しかしながら委員会は、CornwallおよびDevonを独立の州として分離することは、非常な不利益をもたらすものと結論した。そのような州ははっきり識別できる性格を持つことになるであろうが、人口が小さく、そこで起きる問題は、州カウシルの時間をとる程に十分広範なものではあり得ないであろう。さらにまた、そのような狭い州では、外見の一体性にも拘らず、その福祉にとって重大な役割を持つ交通通信手段の改良といった問題を効果的に処理するには、十分自己充足的ではないであろう。CornwallおよびDevonの交通通信、経済および繁栄は、ずっと東の方のSomerset, GloucestershireおよびWiltshireの開発にかかっているのである。それ故、委員会は、イングランドの南西部の全体が1つの州をなすべきであると決定した。

West MidlandsとBristolの2大都市地域の間位置し、これらを結びつける主要な路線にまたがって存在している北Gloucestershireは、双方からの圧力を必然的に受けている。しかし、その結びつきは、Bristolとの方がはるかに強く、かつ、その結びつきは、Severnsideの開発の継続に伴い大きくなっていくことが確実であると思われる。委員会は、北GloucestershireがBristolと同一の州に含まれるべきであることについては、全然疑問を抱かなかった。

BOURNEMOUTH AND DORSET

面 積：	1,138平方マイル (728,000エーカー)
推定人口：	584,000(1968年) 636,000(1981年)
1人当たり課税標準額：	51.4ポンド

区域の画定

現行の行政区域でいえば、この区域は、以下のものから成る。

- (i) Bournemouth 特別市
- (ii) Dorset 県のうち、
 - (a) Blandford Forum, Bridport, Dorchester, Lyme Regis, Poole, Shaftesbury, Wareham, Weymouth and Melcombe, Regisの各市
 - (b) Portland, Swanage, Wimborne Minsterの各町
 - (c) Beaminster, Blandford, Bridport, Dorchester, Shaftesbury, Sturminster, Wareham and Purbeck, Wimborne and Cranborneの各村

- (iii) Hampshire 県のうち、
 - (a) Christchurch, Lyminster の各市
 - (b) Ringwood and Fordingbridge 村
New Forest 村の一部、
すなわち、Boldre, Boockenhurst, East Boldre, Rhinefield,
Sway の各教区

Comment

Bournemouth and Dorset 区域は、現在のDorset 県のほとんど全部に Bournemouth, Christchurch, Lyminster および Hampshire のうちの New Forest 地域の一部を合わせたものから成っている。しかしながら、Dorset 北部の Sherborne および同村は、Yeovil と経済的結びつきが強いため Somerset 区域に編入されている。

当区域の人口のうちその半数をこえる約 320,000人が、Poole から Bournemouth を経て Christchurch, Lyminster に至る海岸沿いの都市群に居住している。この都市群のうち、Poole は、18世紀時代の中心であったもので、また相当規模の工業をもっている。Bournemouth は、主要な買物、娯楽、宿泊および休日の中心都市である。Christchurch および Lyminster は、いずれも若干の工業をもった住宅都市である。Wimborne Minster は、特色のある小さな町であるが、現在 Poole の北部の住宅地区と境を接している。しかしこれらの都市はすべて固有の特徴をもっているが、地理的、経済的には、密接な関係をもっているので、単一の地方行政区域に組まれるべきである。これらの都市は一緒になって、Hampshire に近い地域に対してだけでなく、Dorset の大半の地域に対して相当の、かつますます強まりつつある吸引力を及ぼしている。さらに Hampshire の中まで入ると、Southampton の影響が支配的となる。

Bournemouth 都市群の中心と Southampton の中心とほぼ25マイル隔り、その間には人口の稀薄な New Forest が横たわっている。New Forest 村の西部の諸教区は主として Lyminster, Christchurch および Bournemouth とつながりをもっているのに対し、もっと東の諸教区は、Totton, Hythe, Southampton, Water 岸の Fowley などの都市化された地域を含め、Southampton と密接に結びついている。この故に、委員会は New Forest 村を Bournemouth-Dorset 区域と Southampton 区域とに分割することとしたのである。

Bournemouth-Dorset 区域の西部には、Weymouth, Swanage および Lyme Regis 等の海岸避暑地がある。「イングランドについての地方行政委員会」は、Lyme Regis は Dorset から Devon に移すべきであると提案した。これは、かつて同市の議会によって提言されたことがあるが、その時の理由は、県の調査作業によると、Lyme Regis を Devon に移管するならば、これと少なからぬ親近性をもつ Devon の Axminster 村と結合することができるということであった。しかし、この提言は、住民の反対に会い挫折してしまった。委員会は、Lyme Regis は Dorset の近隣区域とよりも Axminster 村とより深い結びつきをもっていることを認めるが、世論の反対を押し切ってまで Lyme Regis を Dorset から切り離すことを正当化するほど強いものであるとは思われないので、これを提案しなかった。

MERSEYSIDE 大都市圏

面積:	614平方マイル (393,000エーカー)
推定人口:	2,063,000 (1968年) 2,250,000 (1981年)

1人当たり課税標準額：

39.1ポンド

区域の画定

現行の行政区域でいえば、Merseysids 大都市圏は、以下のものからなる。

- (i) Birkenhead, Bootle, Chester, Liverpool, St. Helens, Southport, Wallasey の各特別市
- (ii) Cheshire 県のうち、
 - (a) Bebington, Ellesmere Port の各市
 - (b) Hoyle, Neston, Runcorn, Wirral の各町
 - (c) Chester, Tarvin の各村
Runcorn 村の一部
すなわち, Alvanley, Frodsham, Helsby, Kingsley, Manley, Norley, Sutton の各教区
- (iii) Lancashire 県のうち、
 - (a) Crosby, Widnes の各市
 - (b) Formby, Haydock, Huyton-with-Roby, Kirkby, Litherland, Ormskirk, Prescott, Rainford, Skemersdale and Holland の各町 Ashton-in-Makerfield 町の一部
すなわち South 区
Billinge and Winstanley 町の一部
すなわち Billinge Chapel End 区, Billinge Higher End 区, Winstanley 区の分離部
 - (c) West Lancashire 村
Whiston 村の一部
すなわち Bold, Cronton, Eccleston, Hale, Halewood, Knowsley, Rainhill, Tarbock, Whiston, Windle の各教区。

COMMENT

委員会は、この区域について、それは公式に定められた同名の集合都市よりもはるかに広域にわたるものであるけれども、便宜上“Merseyside”という呼称を用いることとする。同大都市圏には、州カウンシルの戦略の範囲内で活動する単一の地方団体により全体として計画されねばならないと委員会の考えるすべての地域が包含される。

本来のMerseysideのその周辺地域たるCheshire および Lancashire に対する影響は深甚なものがある。大量のかつ増大しつつある通勤者は、毎日広範な地域から、Liverpool および Bootle の商業中心地だけでなく、他の大きな雇用の中心、すなわち、Aintree, Fazakerley, Kirkby, Halewood, Bedington Speke, Birkenhead および Ellesmere Port に通ってくる。通勤者の流れに加えて買物、娯楽、高等教育、専門医療その他の専門的サービスを求めての、Liverpool の中心部への人々の大きな移動がある。そこから生ずる大きな交通および輸送上の諸問題は、集合都市自体よりもはるかに広い地域について責任をもつ単一の地方団体によってのみ、効果的に取り組むことが可能なのである。

この集合都市に莫大な量の不健康で老朽化した住宅がある。1965年の調査により見積りでは Liverpool だけでも200,000戸すなわち全戸数の45%の住宅が居住に適しない。高い出生

率がこの集合都市の深刻な住宅困窮を加増させている。Kirkby は、戦後において Liverpool から人口を吸収して成長してきたが現在、人口64,000に達し、それ自身の自然増に新住宅の供給が追いつかなくなっている。大規模な都市改造が必要であり、それが住宅需要と相俟って、土地を求める強力な圧力として働いている。ここで再び、公的に集合都市とされているものよりも、はるかに広い地域について責任をもつ地方団体のみが、これらの重大かつ緊急な問題を処理することができるのである。新しいMerseyside 大都市圏庁は、その領域が現在の地方行政の区域の間で分割されていることによって進捗を阻まれていたスラム街の除去、都市改造および交通通信体系の再編成といった仕事に取り組むだけの面積と財源の両者をあわせ有することになるだろう。

委員会は、集合都市に隣接する地域が発展の潮流に巻き込まれるべきであると提案しているのではない、基本的なことは、単一の計画行政主体こそが、その中でほとんどの問題が解決されるような地域にわたり、それぞれの地区の利害に対する正しい注意を払いながら、諸問題を処理することができるであろうということである。

しかし、委員会は、大都市圏が大都市圏庁に対しそれが必要とするだけの面積を与えうると信じているけれども、要求される大々的な再開発は人口の大規模な再配置を伴うものであり、当該団体はその領域内だけですべての土地利用問題を解決することはできないであろうし、また、そのように努めることが正しいと考えるものでもない。Merseyside の土地需要のあるものは、区域外の発展しつつある地域、すなわち、Preston-Leyland-Chorley, Warrington Risley, Winsford および多分その他の場所でも満たされるであろう。大都市圏内部では、都市開発との間に適当な均衡が保たれねばならない。大都市圏庁と州カウンスルはこの目的を達するために必要な配慮が大都市圏の内外面両にわたってなされるよう協力すべきである。

大都市圏には、すでに公的に定められた集合都市の中に入っており、Birkhead を主要な中心とする Wirral 半島の全部が含まれる。Mersey 隧道およびフェリーの便により、事実上川は障害物でなくなっており、Wirral と Liverpool との間の通勤は大量になっている。Wirral の工業地帯は半島の基部 Ellesmere Port を越して先へ伸び、さらに東の Frodsham および Helsby の新規工業開発に促されている。当地域の急速な発展は、今や Merseyside のニュータウンとして拡大しつつある Runcorn にまで及ぶ工業的な連鎖を完成させつつある。Wirral の先端から Runcorn に至る南 Merseyside の細長い土地の全体は、集合都市と極めて密接に結びついており、したがって大都市圏に含められるべきものである。

Chester を含めるべきかどうかということは、さらに難しい問題であった。Chester は Merseyside と重大な結びつきをもっており、この結びつきはこれまで次第に強くなってきたがさらに強くなるのが確実と思われる。そこで、委員会は、Chester は Merseyside 大都市圏の一部となるべきであると結論した。Ellesmere Port の拡張は、Merseyside 集合都市のレンガとモルタルを Chester から、3、4 マイル以内のところまでもたらしこととなり Chester は、ますます南 Merseyside に住む人々の買物の中心として、また集合都市内で働く人々の住宅地区として、ますます一般的になりつつある。1961年には1,700の Chester の人々が Merseyside で働き、そのうちの1,360人が Ellesmere Port で働いていた。1966年までに、その数は、それぞれ2,570人および1,990人にまで増加した。Merseyside から Chester への通勤人口は同じ期間に1,670人から1,820人に増加した。

Chester は特徴と個性のある都市であり、この性格は維持されねばならない。しかし、委員会は Chester がそれ自身1つの区域の中心となり得るとは考えなかった。Chester の影響

圏は、北Walesにまで及んでおり、Chesterは、Flintshireと強い通勤上の結びつきを持っている。(1966年には3,220人のChesterの人々がFlintshireで働いていた)。しかし、Walesは委員会の調査審議の範囲外であり、本市自身とCheshire内の領域で構成される1つの地域(それは効率的な地方行政の区域を形成するのに大分は大きさと結合を有すると思われるが)を画定することはできない。

委員会は、本大都市圏に明らかにChesterの影響の下にあるTarvin村およびChester村を含めることとした。

Lancashireにおいては、Merseyside大都市圏は、LiverpoolからFormbyを経てSouth Portに至る細長い海岸地帯および内陸部のMaghullやOrmskirkの重要な住宅地域を含んでいる。海岸および内陸部の開発された両地域間には、イングランドにおける最良の農耕地のいくつかを持ったWest Lancashireの集約的な農業平野が横たわっている。

さらに、St. HelensおよびWidnesも、これらと経済的、社会的に結びついている隣接の諸団体とともに、この地域に含まれている。ここで、委員会は、Ashton-in-Makerfield町およびBillinge and Winstanley町の分割を避けることは不可能であると考えた。これらの町の一部はSelenec大都市圏のWiganと密接に結びついているからである。

都 市 区

次の区域は、大都市圏内の4つの都市区を構成する。これらの面積、人口および課税標準額は、下表のとおりである。

MERSEYSIDE 大都市圏(No22)の都市区

参 照 番 号	名 称	面 積 (平方マイル)	推 定 人 口 (千人)		課 税 標 準 額 1968年	
			1968年	1981年	総 額 (千ポンド)	1人あたり (ポンド)
22 (a)	Southport-Crosby	171	298	373	11,368	38.2
22 (b)	Liverpool	79	936	877	35,138	37.5
22 (c)	St. Helens-Widnes	77	274	369	10,051	36.7
22 (d)	South Merseyside	287	555	631	24,082	43.4
Merseyside 大都市圏 (区域22)の合計		614	2,063	2,550	80,639	39.1

SOUTHPORT-CROSBY 都市区

面 積:	171平方マイル (109,000エーカー)
推定人口:	298,000 (1968年), 373,000 (1981年)
1人あたり課税標準額:	38.2ポンド

区域の画定

現行の行政区域でいえば、この区域は、以下のものから成る。

- (i) Southport 特別市
- (ii) Lancashire 県のうち、
 - (a) Crosby 市
 - (b) Formby, Litherland, Ormskirk, Skelmersdale and Holland の各町
 - (c) West Lancashire 村

この区は、ますます、Merseyside 集合都市内で働く人々の住居地域となりつつある。最大の都市であるSouthport は、海岸の行楽地として始まり、発展してきたが、今やますます住宅都市としての役割を引き受けつつある。1966年には、Southport の労働人口23%に当たる7,900人が同市の外で働いていた。これらのうち4,000人以上がMerseyside 集合都市およびそのすぐ周辺の地域内で働いていたが、この数は増大するものと思われる。Liverpool により近く、Formby があり、Merseyside で働く人口割合の高い住宅地域となっている。Liverpool の中心部につながる同じ海岸ルートを更にLiverpool に近く、Crosby 市があり、郊外の住宅地となっているが、その古くから開けた最南端においては、より高密度の都市的発展が行なわれ、Merseyside の埠頭施設の一部がある。

内陸部のOrmskirk は、伝統的にWest Lancashire の豊かな市場園芸農地の中心地であったが、ここもまた、ますますMerseyside の住宅地域として発展しつつある。Ormskirk の東方約5マイルのところ、Skelmersdale ニュータウンがあり、この人口は主としてLiverpool から流入しつつある。South Port-Crosby 都市区の内部交通体系は良好であり、そのそれぞれの地区相互間の連絡は容易である。

LIVERPOOL 都市区

面積：	79平方マイル (51,000エーカー)
推定人口：	936,000 (1968年), 877,000(1981年)
1人当たり課税標準額：	37.5ポンド

区域の画定

現行の行政区域でいえば、この区域は、以下のものから成る。

- (i) Bootle, Liverpool の各特別市
- (ii) Lancashire 県のうち、
 - (a) Huyton-with-Roby, Kirkby の各町
 - (b) Whiston 村の一部、
 すなわち、Hale, Halewood, Knowsley, Tarbock の各教区

COMMENT

Liverpool とBootle は、集合都市の中心部にあり、Merseyside の埠頭施設の大部分と、集合都市の中心商業地域を含んでいる。

Huyton-with-Roby 町はLiverpool の東端にあるが、主として両大戦の間に建設された住宅地域である。1966年には、この町の29,300人の労働力人口のうち、少なくとも77%にある22,600人が町の外で働き、そのうちの大部分はMerseyside 集合都市の他の地区内で働いていた。

この区はまたKirkby 町も含んでいるが、ここは全くKirkby 工業区を中心とするLiverpool の衛星都市として発展してきたとあってよい。それは広い地域に及ぶ雇用の磁力を持ちLiverpool 自身から8,000人以上の労働者を吸収している。しかし、Kirkby 町もまた、雇用機会と広範な都市的サービスをLiverpool に依存している。1966年には、その22,800人の労働力人口のうち10,600人がKirkby の外で働き、そのうち9,000人がLiverpool およびBootle で働いていた。

Whiston 村のLiverpool との境界に隣接するいくつかの教区は、Liverpool と非常に密接に結びついており、ある場合には、Liverpool の住宅地として利用されている。これらもまたLiverpool 都市区の一部とすべきである。

新 地 方 整 備 図

